

■周南地区衛生施設組合斎場使用料

種 類	種 別		単 位	使用料（円）		適 用
				関係市	関係市外	
火葬場	死体	12歳未満	1死体	5,000	27,000	改葬を含む
		12歳以上		10,000	54,000	//
	死産児		1死体	3,000	18,000	収骨あり
				1,000	6,000	収骨なし
	身体の一部		1個	3,300	19,800	
	胞衣・標本		1回	3,300		
施 設	多目的室	30分/毎	12,100		最大2時間30分使用可	
	遺体安置室	24時間/1回	2,200			
備 考 1 待合室の使用料は、火葬場使用料に含む。 2 多目的室の時間の割振りは規則で定める。 3 遺体安置室は、周南地区衛生施設組合斎場において火葬する場合に限り使用できる。						

※ 関係市は、下松市、光市、周南市（旧徳山市及び旧熊毛町の区域）となります。